

2023年1月17日号

医師国民健康保険組合とは？

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.56

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の山田でございます。

今回は「医師国民健康保険組合」についてご紹介します。

医師国民健康保険組合とは、医師及びその家族と従業員・家族のために設立された健康保険組合です。加入には、都道府県医師会員であること、医療・介護を行う個人事業所の開設者・管理者、またその事業所の業務に従事している者、組合同規約に定める地域に居住していること、75歳未満であること等が条件となっています。

国民は、すべて何らかの健康保険へ加入義務があるため、クリニックや医療法人で従業員が5人以上の場合は社会保険の加入、常勤を外れた場合や開業をされた場合は市町村国保に加入を考えられると思います。

では、「医師国保」、「協会けんぽ」、「市町村国保」3つ選択肢がある中で、どのような違いがあるのでしょうか。大きな違いは保険料になります。

医師国保の保険料・・・収入に関係なく一定額。

扶養という概念がないため、家族にも保険料がかかる。

世帯単位の加入が原則。

協会けんぽの保険料・・・給与によって決定し、従業員とクリニックで折半。

扶養家族の保険料はかからない。

市町村国保の保険料・・・前年度の所得により決定。

扶養という概念がないため、家族にも保険料がかかる。

上記のように、医師国保の特徴は保険料で、収入が増加しても保険料が変わらないため協会けんぽや市町村国保に比べて保険料負担が抑えられる場合があります。また、賞与に健康保険料がかからないというメリットもあります。しかしながら、医師国保の場合、出産手当金の支給、産前産後休業期間、育児休業期間中は保険料の免除がありません。

このように保険料だけでもそれぞれの健康保険にメリットとデメリットがあります。加入の際は比較をされ、検討してみてください。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
